

# 三次市立青河小学校 生徒指導規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、青河小学校の教育目標を達成するために制定するものである。児童の人格の完成をめざし、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

第2条 全学期を通じて、登下校の時間を守る。

(1) 登校は、集団登校により、8時15分までに登校する。

(2) 下校は原則、通学班ごとに集団下校し、下校時刻を守る。

[夏季(4～9月)：16時30分、冬季(10～3月)：16時15分]

2 登下校は、原則徒歩とし、決められた通学路を通る。横断歩道や陸橋のある場所では、それを利用した横断をする。

3 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者が学校と通学班の代表に連絡する。

(制服等)

第3条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。学校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める制服等を正しく着用する。

(1) 服装(上衣)

① 冬服：黒または紺色系統のイートン上衣とする。

② 夏服：白色のポロシャツ、カッターシャツ、ブラウスを着用し、シャツ出しはしない。

(2) 服装(ズボン・スカート)

① 黒または紺色系統のズボン(半ズボン・6分丈ズボン・長ズボン)もしくは、黒または紺色系統のスカート(ひだ有りスカート)を着用する。

② スカートを着用している児童は、冬季は黒または紺色系統の華美でないジャージなどの着用を認める。

(3) ベスト・Vネックセーター

① 気候に応じてシャツの上に着用することができる。

② 黒または紺色系統のものを着用する。

(4) 防寒着(ウインドブレーカー等)

制服を着用した上に防寒着を使用することができる。

(5) 帽子

規定はしないが、着用させるようにする。

(6) 靴下

白・黒・紺色とする。ワンポイントは良い。冬季にタイツを着用しても良いが華美でないものとする。

(7) 靴

① 通学用の靴は、運動しやすい靴とする。

② 雨天時や降雪時は、長靴を使用することができる。

③ 靴のかかと踏まない。

(8) 体育着

① 学校で指定した体操服と赤白帽子を着用する。

② 体育館では、指定した体育館シューズを使用する。

(9) 上履き靴

① 原則として白色のシューズを使用する。

② シューズのかかと踏まない。

2 服装の移行については、6月1日・10月1日を衣替えとし、原則として前後1週間を移行期間とする。

3 登下校時は、ランドセルを使用する。

(頭髪)

第4条 学習の妨げにならない髪型とする。髪留めやゴムを使用する際は、安全で華美にならないものにする。

2 染色・脱色等の小学生にふさわしくない髪型の場合は、保護者と話し合いを持ち、やめるよう指導を行う。

(化粧・装飾)

第5条 次のことを禁止する。

(1) 口紅等の化粧

(2) ピアス、ネックレス、ブレスレット、ミサンガ等の装身具

(3) マニキュア等での爪への装飾

(4) 学習の妨げになる飾り物(キーホルダー等)

2 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡を行い指導する。

(持ち物)

第6条 学習活動に不要な物(シャープペンシル、刃物、まんが、雑誌等)の学校への持込みは禁止する。

2 携帯電話の学校への持込みは原則として禁止する。特別な事情がある場合は、保護者が許可申請の手続きを行う。

3 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡を行い指導する。

(保健室利用)

第7条 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。体調の回復が見込めない場合や保健室利用が度重なる場合は、保護者に連絡し医療機関への受診をすすめる。

(教育相談等)

第8条 学校は、児童、保護者から教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーや子ども応援センター等と連携する。  
2 虐待の疑われる場合は、学校より関係機関に通告し連携して支援にあたる。

(その他)

第9条 部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室に連絡する。必要がある場合は、関係機関と連携する。児童が忘れ物をして取りに来る場合も、職員室に連絡する。  
2 学校の施設設備・備品等を破損した場合や発見したときは、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

### 第3章 校外での生活に関すること

(外出)

第10条 外出の際は、行き先・目的・帰宅予定時刻を必ず家の人に伝える。  
2 児童だけで校区外に行かない。保護者同伴で出ることを原則とする。  
3 ショッピングモール・ゲームセンター・ゲームコーナー・映画館・飲食店などの出入りは、保護者同伴とする。  
4 池・川や海で泳いだり遊んだりする時は、保護者同伴とする。

(安全)

第11条 交通のきまりを守る。  
2 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶり、整備されている自転車に乗る。

### 第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第12条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮して指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 万引き等
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物損壊
- ④ 飲酒・喫煙
- ⑤ その他、法令・法規に違反する行為

(2) 本校のきまり(生徒指導規程、「学校の約束」等)に違反する行為

- ① いじめ、明らかな暴力
- ② 登校後の無断外出、無断早退
- ③ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言など
- ④ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導)

第13条 特別な指導では、反省指導として説諭や学校反省指導を行う。

(1) 説諭による指導

口頭による説諭指導

(2) 学校反省指導

- ① 別室による反省指導  
〔1～2時間→半日→1日→3日→5日〕
- ② 授業観察による反省指導  
〔1日→3日→5日〕
- ③ 奉仕作業による反省指導  
〔1日→3日→5日〕
- ④ 教育相談と反省指導を複合した指導  
〔スクールカウンセラー・子ども応援センター等〕
- ⑤ 保護者来校による授業観察指導  
〔半日→1日→3日→5日〕
- ⑥ 学校と保護者による協議

- 2 特別な指導は別室において行い、その後、担任・生徒指導主事などが保護者連絡を行う。
- 3 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員で確認する。
- 4 指導上必要な場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

### 第5章 その他

(規程の周知)

第14条 入学説明会やPTA総会等で説明を行う。また、ホームページで公開し、周知の徹底を図る。

(生徒指導規程の見直し)

第15条 生徒指導規程は、毎年見直しをする。

付則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から改定施行する。

この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。